

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成22年3月2日（火）

社会・援護局 総務課

目 次

	頁
(重点事項)	
1 「地域生活定着支援センター」の整備について	1
2 「ひきこもり地域支援センター」の整備について	4
3 災害対策等について	10
(連絡事項)	
1 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	24
2 全国福祉事務所長会議の開催について	24
3 福祉事務所現況調査の実施について	24
(参考資料)	
1 平成22年度予算案の概要	25
2 平成22年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	32
3 災害救助法の概要	33
4 災害救助法適用基準	34
5 福祉避難所の指定状況について	35
6 平成21年度災害救助法適用状況	36

重点事項

1 「地域生活定着支援センター」の整備について (矯正施設退所者の地域生活定着支援事業)

(1) 事業の趣旨及び概要

- 矯正施設入所者の中には、高齢又は障害を有するため、福祉サービスの対象となる者もいるが、親族等の引受先を得られないまま矯正施設を退所し、結果として、必要な支援を受けられず、再犯に至る場合もある。
- このため、厚生労働省では、法務省の協力の下、平成21年度から、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所者の福祉的な支援を推進する「地域生活定着支援事業」を実施し、各都道府県に「地域生活定着支援センター」の整備を進めることとしている（都道府県を実施主体とした補助事業で、補助率は定額（10/10相当））。

(2) 「地域生活定着支援センター」の整備状況

- 平成22年2月末時点において、47都道府県のうち、11県において、センターが設置されている。

(センター設置済みの自治体)

岩手県、宮城県、山形県、栃木県、岐阜県、静岡県、滋賀県、和歌山県、山口県、佐賀県、長崎県

- また、センター未設置の都道府県を対象に本年2月に実施したアンケート調査結果では、29の都道府県において、平成22年度予算に本事業の実施経費を計上予定である旨の御回答をいただいております。同年度中に40都道府県（全都道府県の85%）において、センターが設置される見通しである。
- 矯正施設所在地及び矯正施設退所者の帰住地は、全国に分布するため、「地域生活定着支援センター」が、その役割を果たすためには、全都道府県に設置し、全国的なネットワークを築き、対応する必要がある。
予算計上した都道府県におかれては、早期の事業実施に向けて準備を進めていただくとともに、未だ設置予定のない県におかれては、事業実施に向けて早急に御検討をお願いしたい。

注意 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施するものであり、交付要綱、実施要綱等は貴自治体のとりまとめ部局あて別途通知する。

(3) 補助金の交付方針

ア 事業の採択方針について

「地域生活定着支援事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択。

イ 補助対象経費について（調整中）

都道府県が実施する地域生活定着支援事業に必要な次に掲げる経費を対象とする。

○ 報酬、給料、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）

ウ 補助率

定額（10／10相当）

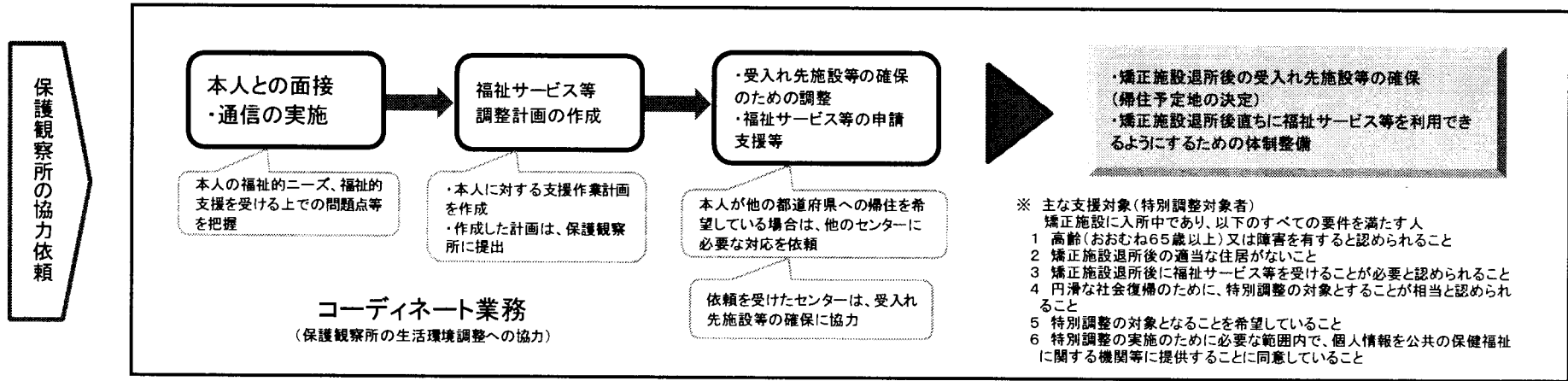
エ 補助基準額

センター1か所あたり 総事業費1700万円以内を基本とする。

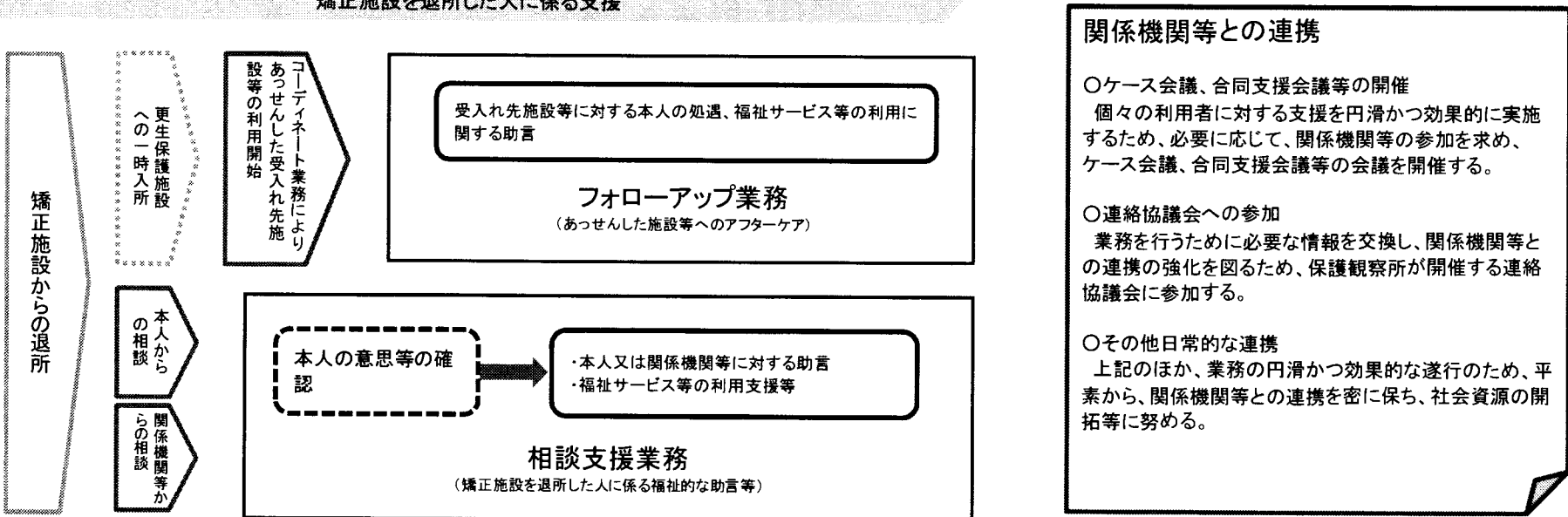
※ 平成22年度における対象経費等については、各都道府県の要望を踏まえ調整中であり、おって交付要綱等において示すこととしているので御承知願いたい。

地域生活定着支援センターの事業の概要

矯正施設に入所中の人に対する支援



矯正施設を退所した人に係る支援

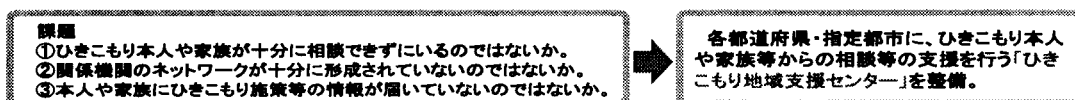


2 「ひきこもり地域支援センター」の整備について (ひきこもり対策推進事業)

(1) 事業の趣旨及び概要

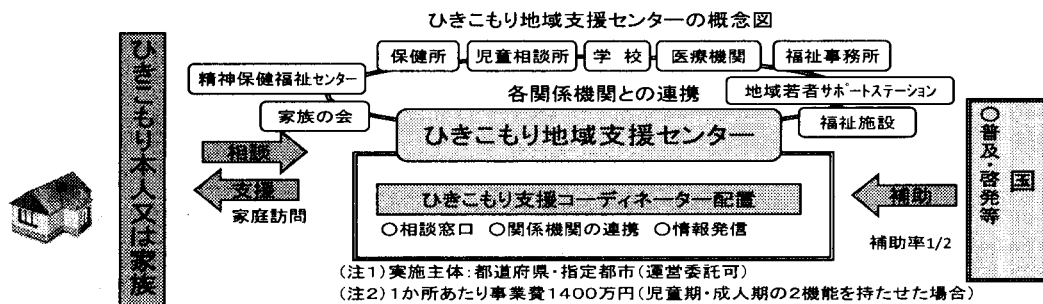
- 厚生労働省では、平成21年度から、ひきこもり施策に係る新たな取組として、「ひきこもり対策推進事業」を創設し、各都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めることとした。(都道府県・指定都市を実施主体とした補助事業で補助率は1/2)
- 本センターは、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有し、本人や家族が、地域の中で最初どこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としている。
- 事業概要は、本センターに「ひきこもり支援コーディネーター」(社会福祉士、精神保健福祉士等)を配置し、電話・来所・訪問等による相談に応じ、対象者の状態に応じて適切な関係機関へつなぐこと。また、地域における医療・就労などの関係機関とのネットワークの構築による連携の確保、ひきこもり施策の情報発信等の役割を担うものである。

ひきこもり地域支援センターの概要



○「ひきこもり支援コーディネーター(社会福祉士、精神保健福祉士等)」を置き、次の事業を行う。

- ①第1次相談窓口 → ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問等による相談に応じるとともに、対象者の状態に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な関係機関へつなげる。
- ②他の関係機関との連携 → 対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、関係機関からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携を図る。
- ③情報発信 → リーフレットの作成等により、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに係る関係機関・事業紹介などの情報発信を行う。



- 厚生労働省では、ひきこもりに特化した相談窓口を全国66の都道府県・指定都市に整備したいと考えており、窓口を設置していない自治体におかれては、地域に暮らすひきこもり本人や家族にサービスを提供するために、「ひきこもり対策推進事業」の補助事業を活用され、早期に「ひきこもり地域支援センター」が整備されるよう、積極的な御検討・御協力をお願いしたい。

- なお、「ひきこもり地域支援センター」の整備に当たり、「子ども・若者育成支援推進法」の施行を待って検討するとしている自治体もあるが、同法は平成22年4月1日より施行されるので、併せて積極的な御検討をお願いしたい。

注意1 「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」は、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、ニート、ひきこもりといった困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図る内容としている。本事業の「ひきこもり地域支援センター」は、その地域ネットワークを構成する機関とされている。

〔参考〕

- ・「子ども・若者育成支援推進法」の目的は、以下のとおり。
 - ① 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など各分野にわたって、子ども・若者育成支援施策の推進を図るため、子ども・若者育成支援推進大綱を作成する。
 - ② 修学及び就業のいずれもしていないなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を行う地域ネットワークづくりを推進する。
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」第19条第1項においては、地方公共団体に対し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会の設置に努めることを求めている。
- ・ なお、3月上旬には内閣府より、各地方公共団体において協議会を設置する際の拠り所となる基本的な考え方を取りまとめた「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」が発出されるので、参考にされたい。

(2) 整備状況

- 平成22年2月末時点において、全国の65の都道府県・指定都市のうち、19の自治体において、「ひきこもり地域支援センター」が整備されている。また、7自治体においては、センターは未整備であるが、自治体単独の事業として「ひきこもり専用の相談窓口」を設置している。（次頁「設置状況一覧」参照）
- この他、来年度においては、10自治体が「ひきこもり地域支援センター」の開所に向けて検討していると聞いている。

注意2 本事業は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」のメニュー事業の一つとして実施するものであり、交付要綱、実施要綱等は貴自治体のとりまとめ部局（福祉部局）あて別途通知する。ひきこもり担当部局が別部局の場合は、本事業の担当部局への連絡・周知等についてお願いしたい。

(3) 補助金の交付方針

ア 事業の採択

「ひきこもり対策推進事業実施要領」の事業内容を満たす事業について採択。

イ 補助対象経費（調整中）

報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）

ウ 補助率 1/2

エ 補助基準額

児童期又は成人期のセンター1か所当たり 総事業費700万円以内（補助額350万円以内）を基本とする。ただし、児童期・成人期を1か所のセンターで実施する場合は、総事業費1400万円以内（補助額700万円以内）とする場合があるので、別途相談されたい。

※ 平成22年度における対象経費等については、各都道府県・指定都市の要望を踏まえ調整中であり、追って交付要綱等において示すこととしているのでご承知願いたい。

「ひきこもり地域支援センター」の設置状況リスト

平成22年2月12日現在

	名称	住所	電話番号
1	北海道 北海道ひきこもり成年相談センター	札幌市白石区平和通17丁目北1-13	011-863-8733
2	岩手県 岩手県ひきこもり支援センター	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9618
3	山形県 自立支援センター「巣立ち」	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217
4	東京都 東京都ひきこもりサポートネット	小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学内	042-329-6677
5	石川県 石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2-6	076-238-5761
6	京都府 初期型ひきこもり訪問応援「チーム絆」	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町京都府庁2号館1階青少年課内	075-414-4304
7	大阪府 ひきこもり地域支援センター	大阪市住吉区万代東3-1-46	06-6697-2570
8	和歌山県 ひきこもり地域支援センター	和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階	073-435-5194
9	鳥取県 とっとりひきこもり生活支援センター	鳥取市西品治863-1	0857-20-0222
10	山口県 ひきこもり地域支援センター	防府市駅南町13-40 防府総合庁舎2階	0835-27-3480
11	高知県 高知県ひきこもり地域支援センター	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4966
12	大分県 青少年自立支援センター(ひきこもり地域支援センター)	大分市東春日町1-1 NS大分ビル2F	097-534-4650
13	横浜市 青少年相談センター	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6615
14	浜松市 浜松市ひきこもり地域支援センター	浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階	053-457-2709
15	大阪市 大阪市こころの健康センター	大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3F	06-6922-8520
16	神戸市 神戸市ひきこもり地域支援センター～ラポール～	神戸市兵庫区羽坂通4丁目2-22	078-945-8079
17	広島市 広島市ひきこもり相談支援センター	広島市西区楠木町一丁目8-1	082-942-3161
18	北九州市 ひきこもり地域支援センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-873-3132
19	福岡市 地域思春期相談事業「ワンド」	福岡市東区松香台2丁目3-1 九州産業大学大学院付属 臨床心理センター	092-673-5804

自治体単独のひきこもり専用相談窓口の設置状況リスト(センター設置県以外)

		名 称	電話番号
1	宮城県	県保健福祉事務所(7か所)	
		宮城県仙南保健福祉事務所	0224-53-3132
		宮城県仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所	022-363-5507
		宮城県北部保健福祉事務所	0229-87-8011
		宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所	0228-22-2118
		宮城県東部保健福祉事務所	0225-95-1431
		宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所	0220-22-6118
		宮城県気仙沼保健福祉事務所	0226-21-1356
2	秋田県	精神保健福祉センター	018-831-2306
3	福島県	保健福祉事務所(6か所)	
		県北保健福祉事務所	024-534-4300
		県中保健福祉事務所	0248-75-7811
		県南保健福祉事務所	0248-22-5649
		会津保健福祉事務所	0242-29-5275
		南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
		相双保健福祉事務所	0244-26-1132
		精神保健福祉センター	024-535-3556
4	群馬県	こころの健康センター	027-263-1166
5	岡山県	各保健所、支所(9か所)	
		備前保健所	086-272-3950
		備前保健所東備支所	0869-92-5179
		備中保健所	086-434-7020
		備中保健所井笠支所	0865-69-1675
		備北保健所	0866-21-2836
		備北保健所新見支所	0867-72-5691
		真庭保健所	0867-44-2990
		美作保健所	0868-23-0111
		美作保健所勝英支所	0868-73-4054
6	川崎市	精神保健福祉センター	044-200-3246
7	名古屋市	精神保健福祉センター	052-483-2095

ひきこもりに関する施策(平成22年度予算案)

施策の概要・平成22年度予算案など

担当部局・課室

・ひきこもり対策推進事業(セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数)
(1か所当たり事業費(児童期・成人期の2機能を持たせた場合) 1400万円(補助額700万円))
都道府県・指定都市にひきこもり対策を推進するための核となる「ひきこもり地域支援センター」を整備し、第1次相談窓口としての役割等を担う。

社会・援護局
総務課

・精神保健福祉センター・保健所関連(精神保健福祉センター特定相談等事業費 96百万円の内数等)
精神保健に関する相談窓口における「ひきこもり」の相談。

・思春期精神保健対策研修会関連(PTSD・思春期精神保健対策事業費 18百万円の内数)
「ひきこもり」を含む思春期精神保健の専門家の養成。

社会・援護局
障害保健福祉部
精神・障害
保健課

・ふれあい心の友訪問援助等事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)
コーディネーターの支援の下、ボランティア(学生等)による家庭等の訪問や保護者を対象に講習会・グループワーク等を実施。
・ひきこもり等児童宿泊等指導事業(児童虐待・DV対策等総合支援事業25億円の内数)
一時保護所等における集団的な生活指導・心理療法等の実施。

雇用均等・
児童家庭局
家庭福祉課

・地域若者サポートステーション事業(18.5億円)
ニート等の若者を対象に、地方自治体との協働により「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談等を実施。
・「若者自立塾」事業(1.8億円)
若者自立塾は、平成21年度をもって廃止。予算案は21年度入塾者に係る経過措置関係経費のみを計上。22年度は本事業に代わり、新たに緊急人材育成支援事業による基金訓練スキームを活用した合宿型自立支援プログラムを実施する予定。

職業能力開発局
育成支援課
キャリア形成
支援室

3 災害対策等について

(1) 防災態勢の強化について

昨年、中国・九州北部豪雨、台風第9号といった大規模な風水害が発生し、多数の住家と尊い人命が失われた。

また、静岡県において、震度6弱を記録した駿河湾地震が発生し、幸いにも被害は少なく済んだものの、いづどこでも自然災害は起こりうるということを改めて認識させられたところである。

特に近年発生している記録的な局地的豪雨は、予測が困難である一方、極めて短時間のうちに多くの住家被害と犠牲者を生じさせるおそれがあることから、注意が必要である。

従前より、「大規模災害における応急救助の指針について（平成9年6月30日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）」等を示し、地域の実情に即した救助の実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努めるよう、要請しているところであるが、より一層の防災態勢の強化をお願いしたい。

(2) 災害救助法の運用について

ア 都道府県における体制整備

都道府県は、災害救助法（以下、「法」という。）の実施主体であるため、災害発生の際には、迅速な対応が求められるところであり、特に大規模災害が発生した場合には、管内市町村への強いリーダーシップを発揮することが求められる。

このため、次の事項に留意しつつ、事前に職員の参集体制の確保や関係部局との役割の明確化について調整を行うとともに、市町村との連絡体制を十分に構築された上、法適用や応急救助の実施等に際しては、迅速かつ円滑な対応を行われない。

(ア) 法適用の判断

法適用の決定については、その後の応急救助の実施に影響を及ぼすものであることから、法所管課においては、法の趣旨、適用基準の考え方

について十分理解し、知事等が適切に判断できるよう報告を行うなど、迅速かつ十分な対応を図られたい。

また、法の適用基準については、法施行令第1条第1項に定めており、基本的には、同項第1号、第2号及び第3項前段で、市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて適用の基準となる滅失世帯数を定め、被害住家の数で判断することとなっている。

しかしながら、この滅失世帯数に達しない場合であっても、同項第3号後段及び第4号に該当する場合、法を適用することが可能となっている。

特に、同項第4号については、多数の住民の生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、

- ① 避難して継続的な救助を必要としたり、
- ② 食品の給与又は救出に特殊な補給方法又は技術を必要とする場合、

法を適用することが可能となっている。

このように、法の適用の判断に際しては、被害住家の数だけでなく、柔軟に適用できるようになっており、迅速な応急救助の実施が可能であることに留意の上、同項のどの規定に合致するか十分検討の上、都道府県において判断をされたい。

(イ) 被害状況の迅速な把握

被害状況の把握については、法の適用の基礎資料となるのみならず、救助の早期実施や、救助の種類、その程度、方法及び期間等の決定にも重大な影響を及ぼすものであることから、迅速に行う必要がある。

このため、予め管内市町村の被害状況の把握方法について確認し、不備と思われる市町村に対しては適切な助言を行われたい。

必要に応じて、担当職員の現地派遣を行うなどにより、救助の実施状況の直接把握や市町村への支援を行われたい。

また、被害状況の把握にあたっては、市町村の関係職員にとって建築関係で専門的な視野に立って処理しなければならない面もあることから、予め他の地方公共団体と人材派遣の協定を結び専門家を確保する等の方法についても、市町村に対して助言をお願いしたい。

なお、法の適用は都道府県知事が行うことから、指定都市及び中核

市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、被害状況を把握するよう努められたい。

法適用後においては、被害状況、法適用状況（救助の程度、方法等）を逐次把握し、情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から当室に対してもその内容について逐次情報提供されたい。

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっているが、都道府県におかれては、応急救助の実施主体として、市町村に委任した事務について、常にその状況把握に努めるとともに、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努められたい。

なお、都道府県担当者を対象にした災害救助担当者全国会議を例年5月下旬から6月初旬に開催しているが、当該会議の内容についても市町村へ伝達されたい。

(ウ) 大規模災害への準備

大規模災害時には避難所の長期化が予想されることから、避難所の環境整備が重要となる。

具体的には、

- ① 床に畳・マット・カーペットを敷くこと
- ② プライバシー確保のために間仕切り用パーテーション等を設けること
- ③ 冷暖房機器や洗濯場を設置すること
- ④ 仮設トイレや簡易シャワー、仮設風呂等を設置すること

等であり、これらについて、備蓄又は関係事業者等と協定を結ぶなど事前準備を図られたい。

また、法が適用された災害においては、これらの環境整備のための費用について、一般基準では対応できない場合には特別基準の設定が可能である。市町村にもその旨十分に周知願いたい。

なお、避難所の早期解消を図るためには応急修理の迅速な実施や応急仮設住宅の早期設置が必要であることから、これらの実施にあたっては、それぞれ以下の点に留意の上、各都道府県と管内市町村の役割分担等について、事前に調整を行い、被災者の避難所からの移転が円滑に進

められるよう態勢整備を図ること。

- 応急仮設住宅の建設については、大量の設置が必要となる事態に備え、市町村と調整を図り、事前に建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成するなど準備をされたい。

特に、迅速な対応を図る観点から、発災後ただちに、おおよその見込数をもって応急仮設住宅を発注し、その後、被災住民への意向調査の結果等を踏まえながら、設置計画の修正を行うことも差し支えない。

また、応急仮設住宅を供与する際には、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸アパート等を借り上げて対応することも可能であり、被災地域の状況や被災者の意向を勘案し、適切に対応されたい。

なお、災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置が行えるよう、災害救助対策事業（後述）等を活用した、設置に関する手引きの作成や図上訓練の実施等により、あらかじめ災害発生時の実務の明確化や事前準備等に努められたい。

- 住宅の応急修理については、被災者が一日も早く住み慣れた住家に戻るためにも速やかな実施が求められる。

このため、委任を受ける市町村が迅速に取り掛かれるようあらかじめ応急修理の実施要領等を作成し、市町村職員に研修等で周知するとともに、事前に工務店等の応急修理を実施する事業者を指定し、名簿を作成するなどの準備をされたい。

(エ) 局地的な大雨について

近年、局地的な大雨が各地で観測されている。このような局地的大雨は、急激に天候が変化し、非常に強い雨が降るため、降った雨が低い場所へ一気に流れ込み、急な河川の増水や冠水など、短時間でも大きな被害が発生するとともに、狭いエリアでの大雨のため、状況の把握が困難である。

一方で法による救助は、災害発生直後の応急救助を実施するものであり、災害により現に救助を必要とする者に対して行うものであるため、法に基づく適切な応急救助を行うためには、とりわけ迅速な情報把握が不可欠である。

悪天候時に、最新の気象情報を把握し、周辺の河川や冠水危険地域

の状況等について、逐次情報収集を行うのは当然のこと、平時より被害状況の把握方法等について再点検を行い、災害の発生時には、より迅速な情報収集と情報伝達が図られるよう、十分な準備をお願いしたい。

また、日頃から管内市町村との連携に努めるとともに、災害発生のおそれが生じた場合には、市町村において住民への迅速かつ正確な情報伝達が行われるよう体制を強化する等、市町村と連携した適切な応急救助をお願いしたい。

(オ) 災害救助基準について

平成22年度災害救助基準については、消費者物価指数等の変動を勘案し必要な見直しを行う予定であり、詳細については事前にお知らせすることとしているので、関係する規則等の見直しに遺漏のないようお願いしたい。

① 一般基準

法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）。以下、「一般基準」という。」に基づき実施されているところである。

適切な救助の実施にあたり、基本となるものであるので、十分理解されたい。

② 特別基準

法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応することとなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合には、特別基準を設定して実施することが可能である。

その必要がある場合には、速やかに当室に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

なお、特別基準の協議（まずは電話による協議で可）にあたっては、一般基準の期限内に、協議を行う理由（被災地における当該救助の具体的実施状況等）について、当室に報告されるようお願いしたい。特別基準の再延長が必要となる場合についても、同様に報告されたい。

(参考) 法施行令第9条

第1項 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

第2項 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

イ 市町村への助言

市町村における災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、管内市町村の状況等を十分把握した上で、次の事項に留意して適切な助言を行われたい。

(ア) 被害・救助状況の迅速な報告

特に特殊な救助の必要性や多数の住民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合には、都道府県において法の適用を早急に検討する必要があるので、被害状況を迅速に都道府県へ報告させることを徹底すること。

また、災害発生後、混乱した状況下においても被災者のニーズが的確に把握できる体制を整えるとともに、救助の実施状況や必要な応援等について都道府県へ迅速な報告を行わせるよう徹底すること。

(イ) 参集・連絡体制の強化

交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制の確保を徹底すること。

(ウ) 部局間の連携

法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。

(エ) 地域防災計画等の点検

避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画及び関係諸規定の点検を図ること。

(オ) 被災者のニーズに即した避難所の設置

応急救助の実施に際し、指定された学校・集会施設等の避難所では対応できない高齢者や障害者等の特別の配慮を必要とする避難者については、社会福祉施設への緊急入所による対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設の空きスペース等を活用して福祉避難所（後述）を開設するなどの対応を行われたい。

また、公的宿泊施設、旅館及びホテル等を避難所として借り上げて対応することも可能であるため、ご留意願いたい。

なお、災害時に迅速に対応できるよう、事前に関係機関・団体と調整しておくなど体制の整備を図るとともに、こうした対応について、市町村に対しても周知を図られたいこと。

(カ) 救助事務の委任

法においては、救助に関する事務の一部を市町村に委任することができることとなっており、実際も、避難所の設置や食品の給与、災害にかかった者の救出等、ほとんどの救助業務は市町村に委任して行われることが多い。

したがって、市町村は災害救助に関する実務を担う重要な組織であり、法に基づく救助が円滑に行われるかどうかは、市町村の対応によるところも大きい。

このため、都道府県におかれては、市町村の災害救助担当者に対して災害救助対策事業（後述）等を利用した研修や図上訓練等を実施し、災害救助業務の実務と運用について一層の周知を図られたい。

(3) 災害時要援護者への対応について

ア 災害時要援護者への対応

高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援対策の推進については、災害による人的被害を軽減する上で、喫緊の課題となっている。

このような認識の下、政府全体として「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月改定）」及び「災害時要援護者対策の進め方について（平成19年4月）」のとりまとめ等、様々な取組を行っているところであり、市町村においては、同ガイドラインに基づき、「避難支援プランの策定」（『「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について』

(平成 20 年 2 月)) が求められているところである。

さらに、平成 20 年 4 月においては、本施策を実現するための基本的な考え方として、「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」を策定しており、災害時要援護者の避難支援対策を推進することが、プランの主要な柱の一つとして位置付けられたところである。

しかし、このような政府による取り組みの一方で、昨年発生した平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨及び平成 21 年台風第 9 号に伴う大雨では、各地で水害・土砂災害が発生し、災害時要援護者をはじめ多くの方々が被災したところである。

このため、政府においては、「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨及び平成 21 年台風第 9 号に伴う大雨を受けての対策について」（平成 21 年 8 月 13 日付け 7 府省庁通知）を発出して、より一層の災害時要援護者の避難支援対策の強化等に努めるようお願いしているところである。

ついては、都道府県においては、市町村へ本通知等の内容について再度周知徹底等を図っていただくとともに、次の事項についても留意し、災害時要援護者支援対策について万全な体制を図られたい。

- 災害時要援護者の避難支援プランの全体プランの策定については、「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」（平成 19 年 12 月 18 日付け 3 府省庁通知）において、平成 21 年度を目途にすべての市町村において策定が求められており、各都道府県におかれては、各市町村に対し、避難支援プランの全体計画などが策定されるように、必要な技術的助言をお願いしたいこと。
- 現在、政府において、平成 21 年の大雨災害を踏まえ「大雨災害における避難のあり方等検討会」及び「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」を設置し、災害の把握、情報提供及び適切な避難のあり方などについて検討をしており、本年度中に報告書を取りまとめる予定であること。

イ 福祉避難所の設置・推進等

災害の発災後、被災者は避難所等への避難を強いられる。その際、特に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等にあつては、避難所での生活に支障をきたすおそれが生じるため、避難所生活において何らかの特別な

配慮が必要となる。そのため、それらの者に対して適切なサービスを提供する避難所として、福祉避難所の設置が求められているところである。

厚生労働省としては、福祉避難所の設置・活用の促進のため「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」（平成20年6月）をお示しするとともに、毎年の全国厚生労働関係部局長会議等において周知等を行い、その推進に努めているところであるが、平成21年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体の割合は、23.8%と低調である。

各都道府県におかれては、同ガイドラインを参考として、改めて、管内市町村に対して、福祉避難所の一層の周知を図るとともに、次の事項についても留意しつつ、福祉避難所に対する理解と事前指定の推進に向けた取り組みをお願いしたい。なお、指定に当たっては、福祉避難所に適した施設と人材の確保等について、広域的な視点での調整を図りつつ、管内市町村への支援を図るようお願いしたい。

- 平成21年度を目途に災害時要援護者の状況を把握して避難支援プランの全体計画等を策定することになっているので、福祉避難所の必要数等についても、併せて把握するなど、一体的な推進を図られたいこと。
- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設（具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設）の指定や介助員等の派遣の体制について関係団体と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 福祉避難所のみならず一般の避難所においても、高齢者、障害者等の心身の健康管理、生活リズムを取り戻す取組みが重要である。このため、通常時から、保健師等による健康相談、こころのケアの専門家、ホームヘルパーの派遣等の体制について、他の地方公共団体や保健福祉関係団体等と協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと。
- 避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものである。特に視覚障害者や聴覚障害者に対する伝達方法については、特段の注意を払われたいこと（なお、福祉避難所の経費として、手話通訳の配置等が対象となっている他、一般の避難所においても、必要に応じて同様の措置をとることは特別基準を設定することにより可能である。）。
- 災害時要援護者の生活必需品として、紙おむつ、その他消耗器材等があげられるが、これらのものが、災害時、円滑な供給体制が図られるよ

う、平常時から、備蓄又は関係団体等との協定を結ぶなど事前準備を進められたいこと（なお、災害救助基金により紙おむつ、その他消耗器材等の備蓄が可能である。）。

- 高齢者、障害者等の災害時要援護者本人が参加する当事者参加型の訓練を行うことによって、具体的なニーズが顕在化することから、災害時要援護者の様々なニーズに対応するため、福祉避難所運営マニュアルを整備するなど、その質的確保を図られたいこと。
- 高齢者、障害者等の特別の配慮が必要な方のための避難所である福祉避難所を設置した場合、法上、次のような特別の配慮のための実費を加算することができることとなっていること。
 - ・ 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員・手話通訳等の配置の費用
 - ・ 高齢者、障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の費用
 - ・ 紙おむつなど要援護者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材、食事の費用

ウ 福祉避難所の指定状況等の把握

昨年、福祉避難所の指定状況等の把握にあたり、各都道府県におかれては、管内市町村への指定状況等の照会、結果の取りまとめ等種々の御協力を頂いたところである。

今年も、災害時要援護者の避難支援プランの全体計画が策定される時期にあわせ、平成22年3月31日現在におけるその後の進捗状況について、把握を行いたいと考えているので、その旨御了知願うとともに、特段の御協力を御願ひしたい。

(4) 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知の別紙）に基づき、都道府県が管内市町村の関係職員を対象とした実務的な研修や地域住民に対する広報・啓発等の基盤整備を行う事業として創設されたものである。

このため、災害対応時における各自治体の経験や地域住民の要望等も踏まえ、被害の軽減や未然防止及び応急救助における各部局間・行政間等の連携の強化を目指して本事業を積極的に活用されたい。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上活用されたい。

特に、福祉避難所の設置・運営に係るリーフレットの作成等、災害時要援護者支援に関する事業及びその他法による応急救助の適切な実施に資する事業として、先駆的な事業に対しては優先的に採択する方針であり、積極的な活用をお願いしたい。

なお、当事業の活用にあたって相談等がある場合には、委細に関わらず積極的に当室まで連絡をされたい。

(参考) 災害救助対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 1 / 2

(3) 具体的な内容

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット（特に福祉避難所に関するもの）、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成
- ・ 災害時要援護者支援担当者研修・会議 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

- ・ 災害時の心のケア活動研修会
- ・ 図上訓練の実施
- ・ 各種事項のマニュアルの作成（発災後24時間の対応、避難所の運営、福祉避難所の支援、応急仮設住宅の設置、住宅の応

急修理の支援、仮設トイレの設置等)

- ・ 応急仮設住宅の性能の検証等に関する検討会の開催 等

(5) 都道府県等担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対しては、法及び災害弔慰金等の支給に関する法律の適正かつ円滑な運用を図るため、全国会議の開催を5月下旬から6月上旬にかけて予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については、調査への協力、研修会への職員派遣等について特段の配慮をお願いしたい。

(6) 災害弔慰金等について

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないのでご留意願いたい。

また、市町村において支給の可否の判断が困難な場合には、必要に応じて有識者等による審査会を設ける等、その認定については慎重を期されたい。

旅行先等で被災された方の支給認定については、これらの方が居住されていた市町村が行うこととなるが、その際、被災地の自治体と居住されている自治体との間で連絡を密に取る等、支給に遺漏が生じないように管内市町村に対して周知願いたい。

特に、2以上の都道府県において法が適用され場合には、同一の災害により生じた被害と認められる当該都道府県以外の市町村の被害でも、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となるので留意願いたい。

イ 災害援護資金

災害援護資金の貸付に際しては、当該被災者に対し、被災者生活再建支援制度など生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意されたい。

また、災害援護資金の貸付に当たっては、貸付を受けようとする者の申

告に基づき、市町村において、その対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸付対象とすることが適当かを確認することとされている。

都道府県においては、適切な災害援護資金の貸付事務が行われるよう市町村に対する十分な助言をお願いしたい。

なお、過去において、居住の事実がないにもかかわらず、住民登録地で被災し家財が使用不能になったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが発生しており、御留意願いたい。

(7) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）について

ア 国民保護救援基準の改定

平成22年度国民保護救援基準については、災害救助基準と整合性を図りながら改定作業を行う予定であるが詳細については事前にお知らせすることとしているのでご留意願いたい。

イ 国民保護（救援）関連対策事業

国民保護法の「救援」体制を整備することを目的として、平成17年度より「国民保護（救援）関連対策事業」をセーフティネット支援対策等事業費補助金の事業の対象としている。運用面での実効性を高める一助として積極的な活用を図られたい。

（参考）国民保護（救援）関連対策事業の概要

○ セーフティネット支援対策等事業費補助金（災害救助対策等事業）

(1) 実施主体 都道府県、指定都市

(2) 補助率 1/2

(3) 具体的な内容

国民保護の救援に関するマニュアル作成事業、市町村担当職員研修会等

ウ 国民保護実働訓練について

国と都道府県の共同による国民保護訓練については、都道府県の希望等も踏まえて平成17年度より各自治体で実施されているところであるが、このうち被災者の救援にかかる実働訓練については、災害救助費等負担金による補助が可能であるので、ご承知おき願いたい。

(参考) 国民保護実働訓練(救援)の概要

○ 災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)

(1) 実施主体 都道府県

(2) 補助率 10/10

(3) 具体的な内容

被災者の避難、炊き出し、医療などの実働訓練

連 絡 事 項

1 社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について

社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等種々のご協力を賜っているところである。

平成22年度の大員表彰実施要領については、現在見直しを行っているところであり、詳細については後日通知するとともに、候補者の推薦依頼等を行いたいと考えているので、候補者の功績内容の精査及び氏名の確認等に特段の御協力をお願いする。

なお、推薦調書については、各表彰区分ごとの様式に基づき、平成22年7月31日までに提出いただくよう特段のご協力をお願いしたい。

(参考)

- 平成22年度全国社会福祉大会日程（予定）
 - ・開催日：平成22年11月5日（金）
 - ・場 所：日比谷公会堂（東京都千代田区日比谷公園内）

2 全国福祉事務所長会議の開催について

「全国福祉事務所長会議」は、福祉事務所が果たすべき役割等について、福祉の最前線における行政責任者としての立場から再認識していただくことを目的として、平成18年度から実施している。

参加者からは有意義な会議との好評を得ていることから、平成22年度においても下記のとおり、全国の福祉事務所長を対象に実施する予定である。

なお、詳細については、おって連絡するので、管内の福祉事務所長が多数出席できるよう、格段のご配慮をお願いしたい。

記

1. 日 時：平成22年5月18日（火）時間帯は調整中
2. 場 所：東京ビッグサイト国際会議場（東京都江東区有明三丁目11番1号）

3 福祉事務所現況調査の実施について

全国の福祉事務所の組織及び活動の現況を把握することによりも、福祉事務所の運営指導等に関する資料を得ることを目的として、平成21年度に「福祉事務所現況調査」を実施したところであるが、平成22年度においても調査項目等の見直しを行った上で実施する予定（調査時点は平成22年10月1日現在の状況）としている。

本調査については、負担軽減の見地から調査の合理化についても、別途、検討しているところだが、その重要性に鑑みご協力をよろしくお願いしたい。

参 考 资 料



平成22年度予算(案)の概要

社会・援護局(社会)

平成22年度予算(案)	2兆3,095億円
平成21年度当初予算	2兆1,667億円
差 引	1,428億円 (対前年度伸率 6.6%)

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆585億円 → 2兆2,006億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 210億円 → 240億円
 - ・ 居宅生活移行支援事業の創設(新規)
 - ・ レセプト点検事業の充実
 - ・ 受入施設日本語習得支援事業の創設(新規)
 - ・ 日常生活自立支援事業の拡充(新規)
 - ・ 医療扶助レセプトオンライン請求への対応
 - ・ 福祉事務所生活保護システムの改修等
 - ・ 生活保護特別指導監査事業の拡充
- 社会福祉振興助成費補助金(仮称) — → 30億円

I 生活保護制度の適正な実施

1 母子加算の支給

183億円

平成21年12月より復活した母子加算（月額23,260円（子一人、居宅[1級地]）について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。

2 子ども手当の創設を踏まえた措置

子ども手当（平成22年度は児童手当と併せて月額13,000円）の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

3 生活保護費

2兆2,301億円

※上記1の母子加算の支給（183億円）を含む

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る経費を確保する。

(1) 保護費負担金

2兆2,006億円

(2) 保護施設事務費負担金

273億円

(3) 生活保護指導監査委託費

21億円

4 自立支援の着実な推進

(1) 居宅生活移行支援事業の創設（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

被保護者に対して、自立・就労を支援する職員を配置する無料低額宿泊施設に財政支援を行う居宅生活移行支援事業（100か所程度）を実施する。

(2) 子どもの健全育成プログラムの策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置又は外部委託により、

① 子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

② 子どもの進学に関する支援

③ 引きこもりや不登校の子どもに関する支援

など、子どもが抱える様々な問題の相談に応じる体制の構築を図る。

5 適正実施の推進

(1) レセプト点検事業の充実

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

医療扶助の更なる適正化のため、レセプト点検（内容点検）の外部委託化を推進し、レセプト点検を強化するとともに、効率的なレセプト点検体制を構築する。

(2) 医療扶助レセプトオンライン請求への対応

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各福祉事務所等において、平成23年度当初までに、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図り、レセプト点検業務の効率化、医療扶助の一層の適正化を進める。

(3) 福祉事務所生活保護システムの改修等

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

「生活保護業務データシステム」及び「生活保護等版レセプト管理システム」を運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能を追加する等の改修等を行う。

(4) 生活保護特別指導監査事業の拡充（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

都道府県・指定都市本庁が、生活保護特別指導監査事業の実施にあたり、社会保険労務士などの専門的知識を有する者を同行させて年金受給権や自立支援医療などの他法他施策の活用を徹底し、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

Ⅱ 外国人介護福祉士候補者への支援

1 外国人介護福祉士候補者日本語習得支援事業の実施（新規）

(1) 受入施設日本語習得支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

経済連携協定（EPA）に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得の取組みを支援する。

（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

(2) 日本語定期研修事業の実施

62百万円

外国人介護福祉士候補者に対する集合研修を定期的実施し、日本語習得状況を確認するとともに、個々の候補者に合った学習方針を示すことにより、候補者が計画的に日本語習得できるよう支援する。

2 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施

47百万円

外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

- 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。

- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、中央及び都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

- | | |
|---------------------|-------|
| (3) 中央福祉人材センター運営事業費 | 47百万円 |
| (4) 福利厚生センター運営事業費 | 88百万円 |

2 教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） | 8百万円 |
| (2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） | 41百万円 |
| (3) 社会事業学校経営委託費 | 423百万円 |
| (4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 | 37百万円 |

IV 地域福祉の再構築

1 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

各地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」等）を行う。

2 日常生活自立支援事業の拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

福祉サービスの利用援助など、本事業の利用者の利便性を考慮するとともに、きめ細やかな支援が行えるよう、全ての市での窓口設置を推進する。また、契約締結前の相談や成年後見制度への移行についても支援を行う。

3 生活福祉資金貸付事業による支援

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

低所得者等に対して必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

4 社会福祉振興助成費補助金（仮称）

30億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活が送れるよう、また、子どもが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的とし、民間の創意工夫ある独創的・先駆的な活動や地域に密着した活動等に対して助成を行う。

※ 行政刷新会議の事業仕分け結果に基づき、「長寿・子育て・障害者基金」を全額国庫に返納することとしたことを踏まえ、当該補助金を創設するものである。

V ひきこもり対策の推進

○ ひきこもり対策推進事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」について、都道府県・指定都市への設置を推進する。

VI 矯正施設退所者の地域生活定着支援

○ 矯正施設退所者の地域生活定着支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数】

矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して行う、「地域生活定着支援センター」について、都道府県への設置を推進し、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援する。

VII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付枠の確保

・資金交付額	2,487	億円
（ ・福祉貸付	1,263	億円
・医療貸付	1,224	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・ユニット型特別養護老人ホームの建築資金、土地取得資金の償還期間及び据置期間の延長
- ・社会福祉法人に対する貸付の場合の保証人徴求免除
- ・都市部を中心とした地域における低所得高齢者居住対策として、見守り機能を備えた軽費老人ホームの整備に対する融資

- ・整備促進特別対策事業の対象となる定期借地権の一時金に対する融資制度の創設
- ・児童デイサービス事業所及び療養介護事業所に係る貸付けの相手方の拡大
- ・共同生活介護事業所（ケアホーム）及び共同生活援助事業所（グループホーム）に係る貸付金の種類の拡大
- ・アスベスト対策事業に係る優遇措置

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

256億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合の当該退職職員に対する退職手当金を支給するために要する経費に対する補助金

平成21年度第二次補正予算の概要

社会・援護局(社会)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築のため、必要な経費を第二次補正予算に計上 (緊急雇用創出事業臨時特例交付金700億円)

・住宅手当緊急特別措置事業の推進

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者に対する住宅手当の給付(地域毎に上限額を設定[例:東京都23区の場合、単身者53,700円、複数世帯69,800円]、最長6か月間(一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)を推進するとともに、就労支援体制の充実を図る。

・ホームレス自立支援の推進

ホームレスの自立を支援するため、旅館、社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進するとともに、緊急一時宿泊施設利用者に対する相談(生活相談、就職相談)体制の充実などを図る。

・公営住宅の間仕切り設備の工事費補助

離職によって住居を喪失した者に対し、いち早く安定した住居を安価で提供するため、地方自治体が公営住宅の空き室に間仕切り工事を行い、居住場所を確保する。

・就労支援事業の強化

福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員するとともに、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員する等により、就労支援を強化する。

・生活福祉資金貸付事業による支援

低所得者等に対する市町村社会福祉協議会等の相談支援体制の充実を図り、必要な相談支援と資金の貸付けを併せて行うことにより、低所得者等の生活の立て直しを支援する。

平成22年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議 ・全国福祉事務所長会議 ・新任生活保護査察指導員基礎研修会 ・災害救助担当者全国会議 	<ul style="list-style-type: none"> 未定(首都圏) 東京都 未定(首都圏) 厚生労働省 	<ul style="list-style-type: none"> 自立推進・指導監査室 総務課 自立推進・指導監査室 災害救助・救援対策室 	<ul style="list-style-type: none"> 5月12日～14日 5月18日 5月26日～28日 5月下旬
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第18回日本社会福祉士会全国大会 ・生活保護担当ケースワーカー全国研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 未定 東京都 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉基盤課 保護課 	<ul style="list-style-type: none"> 6月5日～6日 6月16日～18日
7月				
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護査察指導に関する研究協議会 	未定(首都圏)	自立推進・指導監査室	8月25日～27日
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第29回全国社会福祉施設経営者大会 ・第19回全国ボランティアフェスティバルひろしま 	<ul style="list-style-type: none"> 未定 広島県 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉基盤課 地域福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 未定 9月25日～26日
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金運動 ・第35回全国救護施設研究協議大会 ・第79回全国民生委員児童委員大会 	<ul style="list-style-type: none"> 全 国 沖縄県 島根県 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 保護課 地域福祉課 	<ul style="list-style-type: none"> 10月～12月 10月28日～29日 10月28日～29日
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保重点実施期間 ・全国社会福祉大会 ・介護の日 	<ul style="list-style-type: none"> 全 国 日比谷公会堂 全 国 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉基盤課 総務課 福祉基盤課 	<ul style="list-style-type: none"> 11月4日～17日 11月5日 11月11日
12月				
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国厚生労働関係部局長会議 ・社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 全国各会場 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 福祉基盤課 	<ul style="list-style-type: none"> 1月中旬 1月下旬
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・援護局関係主管課長会議 ・生活保護関係全国係長会議 ・介護福祉士国家試験(実技試験) 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 厚生労働省 全国各会場 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 保護課 福祉基盤課 	<ul style="list-style-type: none"> 3月上旬 3月上旬 3月上旬

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5, 000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	_____	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	_____	90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

福祉避難所の指定状況について（平成 21 年 3 月 31 日現在）

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定の有無		都道府県名	市町村数	指定の有無	
		指定済自治体	指定済割合			指定済自治体	指定済割合
1 北海道	180	6	3.3%	25 滋賀	26	8	30.8%
2 青森	40	3	7.5%	26 京都	26	7	26.9%
3 岩手	35	2	5.7%	27 大阪	43	19	44.2%
4 宮城	36	11	30.6%	28 兵庫	41	16	39.0%
5 秋田	25	1	4.0%	29 奈良	39	5	12.8%
6 山形	35	4	11.4%	30 和歌山	30	3	10.0%
7 福島	59	4	6.8%	31 鳥取	19	3	15.8%
8 茨城	44	9	20.5%	32 島根	21	2	9.5%
9 栃木	30	7	23.3%	33 岡山	27	0	0.0%
10 群馬	38	0	0.0%	34 広島	23	4	17.4%
11 埼玉	70	27	38.6%	35 山口	20	5	25.0%
12 千葉	56	7	12.5%	36 徳島	24	8	33.3%
13 東京	62	39	62.9%	37 香川	17	5	29.4%
14 神奈川	33	23	69.7%	38 愛媛	20	7	35.0%
15 新潟	31	10	32.3%	39 高知	34	2	5.9%
16 富山	15	1	6.7%	40 福岡	66	12	18.2%
17 石川	19	7	36.8%	41 佐賀	20	4	20.0%
18 福井	17	7	41.2%	42 長崎	23	4	17.4%
19 山梨	28	18	64.3%	43 熊本	47	3	6.4%
20 長野	80	20	25.0%	44 大分	18	8	44.4%
21 岐阜	42	11	26.2%	45 宮崎	28	2	7.1%
22 静岡	37	33	89.2%	46 鹿児島	45	8	17.8%
23 愛知	61	26	42.6%	47 沖縄	41	7	17.1%
24 三重	29	11	37.9%	全国合計	1,800	429	23.8%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定締結済みの自治体数

平成21年度災害救助法適用状況

(平成22年1月末現在)

災 害 名	都道府県	適用日	適 用 市 町 村
平成21年中国・九州北部豪雨	山口県	7月21日	(4号) 防府市、山口市
	福岡県	7月24日	(1号) 飯塚市
平成21年台風第9号	兵庫県	8月9日	(1号) 佐用郡佐用町 (4号) 宍粟市、朝来市
	岡山県	8月9日	(1号) 美作市
計 (延べ数)	4 県		7 市町

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数